

# 7月から介護保険料〔普通徴収〕の納付開始

## 保険料は所得に応じて11段階

65歳以上の方の介護保険料の納め方は、普通徴収と特別徴収の2通りに分かれています。このうち、納付書や口座振替で支払う普通徴収の納付期間は7月から平成29年2月までです。

介護サービスが受けられなくなる場合がありますので、納め忘れのないようお願いします。

介護保険課

☎995-1821

### 7月中旬に通知書が届きます

年金の年額が18万円以上あるかどうかによって、年金から納める特別徴収と、それ以外の普通徴収に分かれます。普通徴収で納める方には、7月中旬に納入通知書（納付書）または口座振替通知書が届きます。必ず納付期間内に納めてください。

**普通徴収納付期間**／7月～平成29年2月

※特別徴収の場合は、特別徴収開始通知書の記載金額が年金から引かれます。場合によっては、特別徴収と普通徴収の両方で納付することがあります。

**<滞納している保険料がある場合>**

①納期限から1年以上1年6カ月未満の滞納分がある方＝償還払い

サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担でお支払いください。市に申請をすると、保険給付分が支払われます。

②納期限から1年6カ月以上経過した滞納分がある方  
サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担でお支払いください。その後、保険給付分の給付を申請してください。

※この場合は支払う保険給付分の一部または全部が、一時差し止めとなります。

③納期限から2年以上経過した滞納分がある方  
その滞納期間に応じて、自己負担割合が3割負担となります。高額介護サービス費が受けられなくなることもあります。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方も滞納があると、①と②の対象になります。

### 65歳以上の方の介護保険料段階一覧表（平成27年度～29年度）

保険料段階	対象者	率	年間保険料 (月額保険料)
第1段階	本人が 市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が市民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の方	基準額×0.45% 26,400円 (2,205円)
第2段階		世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.625% 36,700円 (3,062円)
第3段階		世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75% 44,100円 (3,675円)
第4段階		世帯課税だが、本人は市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.875% 51,400円 (4,287円)
第5段階 (基準額)		世帯課税だが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.00% 58,800円 (4,900円)
第6段階	本人が 市民税課税	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.125% 66,100円 (5,512円)
第7段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25% 73,500円 (6,125円)
第8段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.5% 88,200円 (7,350円)
第9段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額×1.625% 95,500円 (7,962円)
第10段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.75% 102,900円 (8,575円)
第11段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	基準額×1.875% 110,200円 (9,187円)